

音別地区義務教育学校開校準備協議会設置要綱

(設置)

第1条 釧路市がめざす学校のすがた基本計画（令和4年1月23日策定）に基づき、釧路市立音別小学校（以下「小学校」という。）、釧路市立音別中学校（以下「中学校」という。）において、施設一体型の義務教育学校の開校に向けた協議を行うため、音別地区義務教育学校開校準備協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 義務教育学校の学校名、校歌、校章に関すること。
- (2) 義務教育学校の通学の安全確保等に関すること。
- (3) 義務教育学校の教育目標、教育課程の編成、魅力と特色ある学校づくりに関すること。
- (4) 義務教育学校の制服、ジャージに関すること。
- (5) 義務教育学校開校までの小学校と中学校の学校間交流に関すること。
- (6) その他義務教育学校の開校準備に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、委員17人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 児童生徒の保護者の代表者
- (2) 校下における未就学児童の関係者
- (3) コミュニティ・スクール協議会の代表者
- (4) 地域や町内会等の関係者
- (5) 校長及び教頭
- (6) その他教育長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定に基づき教育長が委嘱した日から令和8年3月31日までとする。ただし、教育長が必要と認めたときは、その期間を延長することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長を1名、副会長を若干名置き、会長は委員の互選によりこれを定める。副会長は会長が指名する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、協議会の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会は、会議の効率的な運営を図るため、中学校及び小学校の校長のもと、教職員の代表者等から構成する教育部会を置き、第2条第2号、第3号、第4号及び第5号について協議を行うことができる。

(意見の聴取及び資料の提出)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(情報の提供等)

第9条 協議会における協議内容等については、適宜、保護者や地域住民に情報を提供するものとする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育部において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月26日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に開催する会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。